

175

平成十四年七月三十日提出  
質問第一七五号

タケノコ医者への派遣に関する第三回質問主意書

提出者  
加藤 公一

## タケノコ医者の派遣に関する第三回質問主意書

先の再質問主意書は、「このような上司と部下の医師との関係については、同項〔職業安定法第四条第六項〕の「労働者供給」の要件である支配従属関係が存在していた可能性があり得る」と考える理由を問うものであるにもかかわらず、再質問に対する答弁が理由につき何ら説明していないのはなぜか。

右質問する。